

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

定

款

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター定款

目 次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 事業(第4条―第5条)
- 第3章 財産及び会計(第6条―第14条)
- 第4章 評議員(第15条―第19条)
- 第5章 評議員会(第20条―第31条)
- 第6章 役員等(第32条―第40条)
- 第7章 理事会(第41条―第51条)
- 第8章 賛助会員(第52条)
- 第9章 事務局(第53条)
- 第10章 定款の変更及び解散(第54条―第57条)
- 第11章 公告の方法(第58条)
- 第12章 補則 (第59条)
- 附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人山口県暴力追放運動推進センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に関する事業等、暴力団追放に関する諸事業を推進することにより、暴力団の存在しない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。
- (3) 暴力団員による不当な行為に関する相談に応じること。
- (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (6) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、そ

の他日常生活又は社会生活を営む者をいう。)の生活の平穩又は業務の遂行の平穩が害されることを防止すること。

- (7) 山口県公安委員会の委託を受けて暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第14条第2項に規定する講習を実施すること。
 - (8) 暴力団対策法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関の業務を助けること。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対して少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山口県において行うものとする。
(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(基本財産の処分等の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ議決に加わることができる理事及び評議員の3分の2以上の同意を得て、その一部を処分し又は担保に供することができる。基本財産の一部を基本財産から除外する場合も同様とする。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に定める書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第12条 この法人が、資金の借入(その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。)をしようとするときは、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の同意を得、かつ評議員会の承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の資産運用及び会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員7名以上15名以内を置く。

2 評議員のうち1名を評議員長とし、評議員の互選により選任する。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
(評議員の権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成して第21条に規定する事項の決議を行うほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員及び評議員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等に関する基準の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告の承認
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 長期借入金の承認
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分の承認
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止の承認
- (10) 基本財産の処分又は担保提供若しくは除外の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後2箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始の日の前1箇月以内に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第24条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長が欠けたとき又は事故があるときは、出席した評議員の互選により議長を選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 長期借入金の承認

(5) 基本財産の処分又は担保提供若しくは除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第32条第1項の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その事項の評

議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名押印しなければならない。

(その他)

第31条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定めるところによる。

第6章 役員等

(役員)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事は、理事であって暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年 国家公安委員会規則第7号)第4条の各号に該当するものの中から、理事会の決議によって選定する。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接に関係あるものとして法令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業

務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、法人法第197条により準用される同法第100条に定める報告のため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

4 監事は前3項に定めるもののほか、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、退任した役員の前任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第32条第1項に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第37条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任免除又は限定)

第38条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の役員の前賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の前賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の議決によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の前限度額は、金5万円以上で予め定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問、参与)

第39条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員報酬等)

第40条 役員及び顧問並びに参与は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員及び顧問並びに参加には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、次の各号のほか、この定款に定める職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他この法人の運営に関する重要な事項の決議

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に5月及び3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 第35条第3項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき。
- (4) 前各号のほか、法令に定める権限に基づき理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の請求を受けたときは、請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催日の5日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、これによらないことができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選出する。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第47条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び専務理事並びに監事がこれに署名押印しなければならない。

(その他)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるものの他、理事会の決議により別に定めるところによる。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人その他の団体又は個人を賛助会員とする。

2 賛助会員は、賛助金を納入するものとする。

3 前項に関するものの他、賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局長は、専務理事が兼任することができる。

5 事務局について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第55条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から、1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

2 この法人の貸借対照表の公告は、前項の規定にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第12章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は高山治とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

中原茂明	岡村精二	林 通治	安光弘治	渡辺義彦
相島満久	吹浦修一	小倉淑夫	坂田俊平	棟久隆祐

附則

この定款は、平成25年3月18日から施行する。

附則

この定款は、平成25年5月23日から施行する。

附則

この定款は、平成26年3月13日から施行する。

附則

この定款は、平成27年5月28日から施行する。